

# 銀行振込等による公売保証金の納付手続きについて

## 【銀行振込等による公売保証金納付手続き】

1. 公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行ってください。
2. 「公売保証金納付申込書」をダウンロードして、太枠内に住所、氏名、電話番号、ログインID、メールアドレスを記入してください。  
併せて、公売保証金返還請求書に住所、氏名、振込先金融機関、口座番号を記入してください。
3. 「公売保証金納付申込書」を当別町役場税務課に簡易書留郵便で送付してください。郵送料は公売参加者の負担となります。
4. 「公売保証金納付申込書」を受付した後、公売保証金の納付方法のご案内を電子メールで送信します。  
この案内メールに従って、銀行振込、現金書留の送付、現金を直接持参のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。  
公売保証金は、入札開始2開庁日前までに当別町が納付を確認できるように納付してください。納付が確認できない場合、入札することができません。
5. 当別町が公売保証金の納付確認及び参加申込完了（参加登録）の手続きを行った後、入札することができるようになります。  
公売参加仮申込みを行ったログインIDでログインした画面において「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始日の前日となることがあります。

## 【公売保証金の返還】

1. 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。
2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が買受代金を納付した場合に返還します。
3. 公売参加申込を行ったが入札を行わない場合、公売保証金は入札期間終了後に返還します。
4. 公売保証金の返還は、入札者があらかじめ指定した口座（入札者名義の口座）への振込となります。